

**滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**

**1 改正の理由**

物価および人件費の変動に対応するとともに収入の確保を図り、病院事業を適切に運営していく観点から、所要経費と現行料金との差額等について、利用者に適正な使用料および手数料の負担を求めするため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

**2 改正の概要**

(1) 個室使用料の見直し 増収見込額：11,000 千円／年

種別		現在の額	改正案	
個室	滋賀県立総合病院	特別室	17,600 円	18,500 円
		一般個室 A	8,200 円	8,600 円
		一般個室 B	3,200 円	3,400 円
		緩和ケア個室 A	8,800 円	9,200 円
		緩和ケア個室 B	7,700 円	8,100 円

施行日：令和7年4月1日

(2) 文書発行手数料の見直し 増収見込額：9,100 千円／年

種別		現在の額	改正案	
一般診断書	所定の書式によるもの	1,780 円	2,200 円	
	所定の書式によらないもの	最低	2,690 円	3,300 円
		最高	4,400 円	5,500 円
健康診断書		1,780 円	2,200 円	
死亡診断書	所定の書式によるもの	1,780 円	4,400 円	
	所定の書式によらないもの	4,400 円	5,500 円	
死亡証明書	所定の書式によるもの	1,780 円	4,400 円	
	所定の書式によらないもの	4,400 円	5,500 円	
死体検案書		1,780 円	5,500 円	
その他の文書	最低	840 円	1,100 円	
	最高	1,590 円	5,500 円	

施行日：令和7年4月1日

(3) 駐車場区分の見直しと使用料徴収範囲の拡大 増収見込額：9,300 千円／年

ア 滋賀県立総合病院と滋賀県立小児保健医療センターとの統合に伴い使用料を徴収する駐車場を明示するため、滋賀県立総合病院駐車場を第1駐車場、第2駐車場および第3駐車場に区分します。

施行日：令和7年1月1日

イ 滋賀県立総合病院第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場の使用料について、現在は、①使用時間が1時間以内の場合、②外来診療を受けるために来院する場合、③入院日および退院日を無料としていますが、改正後は、これらの場合について1回の利用につき一律100円の使用料を徴収することとします。

施行日：令和7年4月1日

ウ 滋賀県立総合病院第4駐車場(現 総合駐車場を名称変更)において、使用料を徴収することとします。

施行日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(使用料の徴収を含む運営管理業務を委託する事業者を選定し、事業者が必要な機器を調達、設置するための期間を見込む)



※参考 ・現在の滋賀県立総合病院駐車場使用料(1台1日1回)

1時間につき100円

ただし、8時間を超える場合は800円

## 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県病院事業について、病院の使用料および手数料の額の改定等を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県立総合病院駐車場の使用料を駐車場ごとに区分して設定することとします。  
（第 1 条による改正後の別表第 3 関係）
- (2) 使用料および手数料の額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表第 3 関係）
- (3) 駐車場の使用料を無料とする場合を改めるとともに、駐車場の使用料を減額する場合を定めることとします。（第 2 条による改正後の別表第 3 関係）
- (4) 使用料を徴収する駐車場に新たな駐車場を追加することとします。（第 3 条による改正後の別表第 3 関係）
- (5) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は同年 1 月 1 日から、(4)は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新				
本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略 別表第3（第7条関係） 使用料			本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略 別表第3（第7条関係） 使用料				
種別	区分	金額	種別	区分	金額		
省略			省略				
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	障害児通所支援	1日につき	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額		
滋賀県立総合病院駐車場	1台1日1回	1時間につき10	駐車場	滋賀県立総合病院	第1駐車場	1台1日1回	1時間につき10
	につき	0円。ただし、8				につき	0円。ただし、8
		時間を超える場合は、800円			第2駐車場	同	1時間につき10
							0円。ただし、8

手数料 省略

注1～3 省略

4 滋賀県立総合病院駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

(1)～(4) 省略

5 滋賀県立総合病院駐車場について、注4(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 省略

			時間を超える場合は、800円
		第3駐車場	同
			1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料 省略

注1～3 省略

4 駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

(1)～(4) 省略

5 駐車場について、注4(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 省略

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表第1・別表第2 省略				別表第1・別表第2 省略			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
使用料				使用料			
種別		区分	金額	種別		区分	金額
個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき 円 <u>17,600</u>	個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき 円 <u>18,500</u>
		一般個室A	同 <u>8,200</u>			一般個室A	同 <u>8,600</u>
		一般個室B	同 <u>3,200</u>			一般個室B	同 <u>3,400</u>
		緩和ケア個室A	同 <u>8,800</u>			緩和ケア個室A	同 <u>9,200</u>
		緩和ケア個室B	同 <u>7,700</u>			緩和ケア個室B	同 <u>8,100</u>
省略				省略			
手数料				手数料			
種別		区分	金額	種別		区分	金額
一般診断書	所定の書式によるもの	1通につき	円 <u>1,780</u>	一般診断書	所定の書式によるもの	1通につき	円 <u>2,200</u>
	所定の書式によらない	同	最低 <u>2,690</u>		所定の書式によらない	同	最低 <u>3,300</u>

いもの			最高 4,400
健康診断書		同	1,780
死亡診断書	所定の書式によるもの	同	1,780
	所定の書式によらないもの	同	4,400
死亡証明書	所定の書式によるもの	同	1,780
	所定の書式によらないもの	同	4,400
死体検案書		同	1,780
その他の文書		同	最低 840 最高 1,590

注1～3 省略  
(新設)

4 駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

- (1) 使用時間が1時間以内である場合
- (2) 診療を受けるために来院する場合（入院の場合にあつては、

いもの			最高 5,500
健康診断書		同	2,200
死亡診断書	所定の書式によるもの	同	4,400
	所定の書式によらないもの	同	5,500
死亡証明書	所定の書式によるもの	同	4,400
	所定の書式によらないもの	同	5,500
死体検案書		同	5,500
その他の文書		同	最低 1,100 最高 5,500

注1～3 省略

4 駐車場について、次に掲げる場合は、1台1日1回につき100円とする。

- (1) 診療を受けるために来院する場合（入院の場合にあつては、入院日および退院日に限る。）
- (2) その他病院事業庁長が特に認める場合

5 駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

- (削除)
- (削除)

入院日および退院日に限る。)

(3)・(4) 省略

5 駐車場について、注4(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 省略

(1)・(2) 省略

6 駐車場について、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

7 省略

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧					新				
本則・付則 省略					本則・付則 省略				
別表第1・別表第2 省略					別表第1・別表第2 省略				
別表第3（第7条関係）					別表第3（第7条関係）				
使用料					使用料				
種別		区分		金額	種別		区分		金額
省略					省略				
駐車場	滋賀県立総合病院	第1駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円	駐車場	滋賀県立総合病院	第1駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
		第2駐車場	同	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円			第2駐車場	同	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
		第3駐車場	同	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円			第3駐車場	同	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
							第4駐車場	同	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

<p>手数料 省略</p> <p>注 省略</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 268 1223 411"></td> <td data-bbox="1229 268 1426 411"></td> <td data-bbox="1433 268 1608 411"></td> <td data-bbox="1615 268 1982 411"> <p>0円。ただし、8 時間を超える場 合は、800円</p> </td> </tr> </table> <p>手数料 省略</p> <p>注 省略</p>				<p>0円。ただし、8 時間を超える場 合は、800円</p>
			<p>0円。ただし、8 時間を超える場 合は、800円</p>		